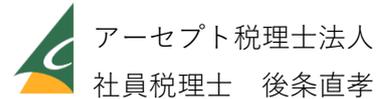


年末調整における定額減税に関する留意点

令和 6 年 12 月 2 日

関与先各位



令和 6 年分の年末調整処理に際し、現時点においてご留意いただきたい内容を以下にまとめましたので、ご参考いただければと存じます。

1. 令和 5 年分の課税状況等に基づく定額減税補足給付金の受給者

お住いの各市町村より定額減税補足給付金の申請書が届いた方で申請を行い、給付金を受けられた方は勤務先で定額減税処理を受けても、給付金の返還はありません。

(1) 年末調整時の注意点

定額減税補足給付金は非課税所得となりますので、給与には含めずに定額減税処理を行うようお願いします。

(2) 年末調整後の留意点

定額減税補足給付金の受給と定額減税の適用により、給付金と減税分の「二重取り」となる場合が想定されますが、**給付金の受給と定額減税は異なる制度**であることが確認され給付金を受給されてない方々と同様に年末調整処理を行うこととなります。

(3) 給付金受給者についての今後の推察

令和 5 年所得水準に基づき、令和 6 年定額減税で所得税及び住民税を引ききれない方々に対して、市町村から定額減税補足給付金を所得税及び住民税を合わせた金額で給付し、当初給付金が令和 6 年の実際値と異なる場合には給付不足分は追加給付となります。

ただその反対に**給付過大分が生じた場合について、給付金を返還することは現時点では提示されておりません。**

2. 令和 6 年分年末調整を行う際の役員・従業員への聞き取り

(1) 年の中で入社した方がいる場合

- ①年内の前職がないかどうかのご確認
- ②**前職で定額減税を受けているかどうかのご確認**

(2) 年の中で扶養親族が増減した場合

- ①**その扶養親族が既に定額減税を受けたかどうかのご確認**
- ②就職により減った場合はその扶養親族だった方から就職先にその旨をお伝えいただく
- ③出産などにより増えた場合は就業先にその旨をお伝えいただく

国税庁 URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm#kakushu>

内閣官房 URL : <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>